

①－6 地域型保育事業

○概要：子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設に加えて、市町村認可事業として児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できることとするもの。待機児童が都市部に集中し、大半が3歳未満児であることを踏まえ、認定こども園・保育所に加え、量的拡充も併せて、待機児童の解消を図っていくこととされる。

(1) 事業の種類と児童福祉法に定める事業

- ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)：法第6条の3第10項
- ◇家庭的保育(利用定員5人以下)：法第6条の3第9項
- ◇居宅訪問型保育：法第6条の3第11項
- ◇事業所内保育(従業員以外の地域枠のある場合)：法第6条の3第12項

○認可申請等(児童福祉法第 34 条の 15)

市町村はその認可にあたっては、条例による認可基準に適合し、認可申請者が社会福祉法人・学校法人の場合は、児童福祉審議会等にあらかじめ意見を聴かなければならない。

※社会福祉法人・学校法人以外の者の場合は上記に加えて、

- ・経済的基礎を有すること
- ・社会的信望を有すること
- ・幹部職員が社会福祉事業の知識経験を有すること
- ・同条第 3 項 4 号に定める欠格事由に該当しないこと

とされ、認可申請は供給過剰による需給調整が必要な場合を除き認可する。

(2) 認可基準について

子ども・子育て会議基準検討部会において、認可基準を検討中。

→別添「小規模保育事業について」、「地域型保育事業について」を参照下さい。

(検討内容等抜粋)

・「職員数、職員要件」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」

→従うべき基準

・「保育室及びその面積(面積基準)」

→参酌すべき基準

その他地域の実情を踏まえつつ、それぞれに基準を新たに設定することが必要。

・給食(自園調理)

・耐火基準

・連携施設(事業実施上のバックアップや卒園後の受け入れ先等)

(3) 事業実施までの想定スケジュール

基準政省令の発出(平成26年3月頃?)



基準条例(案)の作成(独自基準の設定)



パブリックコメントの実施→必要に応じ修正



条例(案)市議会上程 公布(平成26年度中)

※事業開始が平成27年4月1日の場合は条例制定作業と並行して準備行為として認可を審査。

○本市における論点等

- ・新潟市におけるニーズの有無
- ・事業者の状況
- ・その他